

広 告 （ A 4 ） 掲 載 要 領

(目的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター(以下「センター」という。)が指定管理者として発行する みえ市民活動・ボランティアニュースおよびホームページへの広告掲載を適正に行うため、広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に基づく広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告 (A4) の規格等)

第2条 要綱第4条に規定する広告の位置及び枠数は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の位置 みえ市民活動・ボランティアニュース紙面の1ページ
- (2) 枠数 6ページ
- (3) 大きさ A4サイズ
- (4) 色 フルカラー

(広告掲載期間)

第3条 要綱第5条の規定による広告を掲載する期間は、3か月を単位とする。ただし、3か月を超える期間の広告掲載の申込があった場合は、その期間を掲載期間とすることができる。

(広告募集方法)

第4条 広告は、原則としてみえ市民活動・ボランティアセンターホームページにより公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書によりセンターに申し込むものとする。

(広告掲載の優先順位および決定)

第6条 センターは、前条の規定による申込みがあった場合は、募集期間終了後、速やかに要綱第11条に規定する、みえ市民活動・ボランティアニュース広告掲載の検討を行い、要綱第7条第1項に規定する順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位のときは、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができる。

(広告掲載料)

第7条 広告の掲載料は広告の印刷経費も含めて、以下の通りとする。

種類	料金	内容
三重県内のNPO法人	25,000円/ページ	NPO法人が行う特定非営利事業に関する内容
三重県内の市民活動センター等	35,000円/ページ	市民活動（支援）センターに関する情報発信など
三重県内の企業、行政	55,000円/ページ	CSR、CSV、社会貢献的な内容、助成金など

※広告主が制作した広告（デザイン）を掲載する場合は、上記の金額から5,000円引きとなる。

2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、請求のあった日から30日以内に支払わなければならない。

3 センターの責により広告掲載を取り消した場合を除き、広告の掲載料は返還しない。

4 前項の規定により返還する広告の掲載料には、利子を付さない。

(広告原稿の作成および提出)

第8条 広告主は、原則としてセンターの指定する日までに、原稿をセンターの指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 センターは、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第2条および要綱第3条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(協議)

第9条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、センターと広告主双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

附則

この要領は令和元年4月1日から施行する。